

投票区及び投票所の見直し（案）

平成30年11月
市貝町選挙管理委員会

1 投票区・投票所見直しの趣旨

本町では、これまで投票区の規模について客観的な定めがなく、大字単位を主として投票区を設けており、数十年間、見直しを行っていない状況です。

そのため、投票区ごとの有権者数等のバランスが取れていない状況にあるほか、玄関と室内の段差や、駐車場が確保できないなど、必ずしも投票しやすい環境とはいえない投票所もあります。

また、近年は、期日前投票の周知がなされ、当日投票者数が減少していることも見直しを検討している理由の一つにあります。

立会人の選任に当たっては、投票時間が長時間にわたること、また、投票区内の有権者の中から選任する必要があるため、有権者が少ない投票区では、その選任が容易でない状況にあります。

このような中、町内の人口動態に対応するとともに、有権者が投票しやすい環境を整えるため、今回、投票区及び投票所の見直しを検討することといたしました。

2 投票区の状況

本町の投票区は、現在、大字単位を基礎として、14投票区を設けています。平成30年9月時点の選挙人名簿登録者数は、10,014人で、1投票区当たりの平均登録者数は、約700人となっています。

投票区ごとの有権者数でみると、300人未満の投票区が6箇所ある一方、2,000人を超える投票区は2箇所となっており、有権者数が最小の投票区と最大の投票区では、約30倍の差が生じている状況です。

3 課題と見直しの考え方

投票区の設置については、有権者数のバランスに配慮するとともに、投票所までの距離についても考慮しなければなりません。

投票所の設備についても高齢者や体が不自由な方などが投票しやすい環境を確保するため、バリアフリー化が済んでいる施設、又は、簡易スロープの設置によりバリアフリー化が可能な施設が望まれます。

また、自家用車で投票に来られる選挙人が多くを占めており、駐車スペースの確保も重要となっています。

このようなことから、次の見直し基準により投票区及び投票所の見直し（案）を策定しました。

(1) 投票区は、有権者の過度の負担とならない範囲で隣接の投票区との見直しを目指します。

(2) 有権者の安全・安心の確保や道路整備の進捗、公共施設の有効利用などの観点から、より投票環境が良好な施設へ投票所を変更します。

4 投票区及び投票所の見直し（案）

○現在の投票区及び投票所

投票区	投票所	大字名等	有権者数
1	市貝町役場	市塙（荒宿地域を除く）	2,447人
2	赤羽小学校	赤羽	3,419人
3	市貝町町民ホール	市塙（荒宿地域）、上根	1,206人
4	多田羅能引寺公民館	多田羅	358人
5	石下公民館	石下	151人
6	笹原田公民館	笹原田	144人
7	椎谷公民館	椎谷	201人
8	文谷地区多目的集会センター	文谷	424人
9	田野辺集会センター	田野辺	347人
10	きら里館	杉山	380人
11	大谷津公民館	大谷津	175人
12	続谷公民館	続谷、刈生田、羽仏	460人
13	塩田公民館	塩田、竹内西	184人
14	琴平公民館	見上、竹内東	118人

○見直し後の投票区及び投票所（案）

投票区	投票所	大字名等	有権者数
1	市貝町役場	市塙（荒宿地域を除く）、石下、笹原田	2,742人
2	赤羽小学校	赤羽	3,419人
3	市貝町町民ホール	市塙（荒宿地域）、上根、多田羅	1,564人
4	小貝小学校又は 文谷地区多目的集会センター	椎谷、文谷、田野辺	972人
5	きら里館	杉山、大谷津、続谷、刈生田、羽仏	1,015人
6	塩田公民館又は 琴平公民館	塩田、竹内西、見上、竹内東	302人

※有権者数は、9月定時登録時の人数を記載しております。

5 懸念される問題点及び対応策

投票区の見直しにより、徒歩による投票ができなくなる有権者が増えることが懸念され、投票率の低下につながる可能性があるため、選挙管理委員会では、次のとおり対策を講じることとします。

(1) 期日前投票制度のさらなる周知

現在は、期日前投票制度があり、選挙当日、仕事や旅行などの理由で投票できない人が事前に投票できる制度であること、また、期日前投票所である市貝町役場がバリアフリーや駐車場が完備されているなど、有権者にとって投票しやすい環境が整っていることから、期日前投票の利用についてさらなる周知を図ります。

(2) 移動期日前投票所の開設

見直しにより、投票所までの距離が遠くなる地域において、日時及び場所を指定して移動期日前投票所を開設します。

(3) 選挙当日の投票所への移動支援

見直しにより、投票所までの距離が遠くなる地域において、地域と投票所までの間を町の公用車で送迎を実施します。

6 実施時期

有権者への周知期間、選挙事務やシステムの変更作業期間を考慮し、新投票区による選挙の実施は、平成31年7月執行予定の参議院議員選挙からとします。